

三木市記者発表資料 (令和4年1月26日発表)		
担当部課名	担当長	電話番号
新型コロナウイルス対策本部事務局	総合政策部危機管理課長 山本隆之 健康福祉部健康増進課長 後藤洋子 ワクチン接種対策室長 岩瀬文彦	0794-82-2000 (内線 2430) (内線 715-101) (内線 715-121)

タイトル
まん延防止等重点措置区域指定に伴う市の対応について
内容
<p>1月25日(火)、兵庫県は、「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されたことに伴い、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、飲食店の営業時間短縮やイベントの開催制限などの要請と感染拡大防止の徹底を決定しました。これを受け、三木市では26日(水)午前11時から第74回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市内公共施設の利用等について、以下のとおり決定しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 市の対策について(令和3年10月22日から継続)</p> <p>(1) 公共施設・社会教育施設等(継続)</p> <p>ア 屋内施設は、原則開館とする。ただし、大声での歓声・声援等が無い場合は収容率100%、大声での歓声・声援等が想定されるものについては、収容率50%以内とする。</p> <p>イ 屋外施設については、感染対策を実施した上で開館とする。</p> <p>(2) 市職員の勤務体制(継続)</p> <p>テレワークや時差出勤等の継続による出勤者の削減を図り、人と人との接触機会を減らす。</p>
セールスポイント
<p>兵庫県がまん延防止等重点措置区域に指定されたことに伴い、市としても県の対処方針に準じて感染拡大防止に努めます。</p> <p>また、市職員の出勤者の削減を継続する中で、これまで対象外としていた、令和3年4月採用の新任職員もテレワーク、時差出勤の対象とします。</p>